

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

下記の委託業務について、簡易公募型プロポーザル方式（「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価方式の運用ガイドライン(H27.11)（令和3年3月一部改定）」及び「建設関連業務の総合評価落札方式に関する運用の手引き（試行）（R4.7）」に準拠）に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公示する。

令和5年2月27日

青森県知事 三村 申吾

記

1. 業務概要

(1) 業務名

火緊委第3-1号 十和田火山噴火緊急減災対策砂防計画検討業務委託

(2) 業務目的

本業務は、十和田火山における火山噴火緊急減災対策砂防計画を策定するため、平常時からの準備事項の検討及び緊急減災対策実行計画の具体化検討等を実施し、検討結果を十和田火山噴火緊急減災対策砂防計画（素案）に加筆修正を行うなど計画策定に向けた資料作成を行うものである。

(3) 主たる業務内容

- 1) 計画準備・資料収集
- 2) 十和田火山噴火緊急減災対策砂防計画の検討
 - ① 平常時からの準備事項の検討
 - ② 緊急減災対策実行計画の具体化検討
 - ③ 検討会資料作成及び検討会開催（2回）
 - ④ 緊急減災対策に関する総合検討
 - ⑤ 十和田火山噴火緊急減災対策砂防計画の作成
- 3) 報告書作成

2. 業務量の目安

本業務の業務量は 45,000,000 円程度（消費税及び地方消費税を含む）を想定している。

3. 履行期限

契約締結の翌日（令和 5 年 5 月中旬予定）～令和 6 年 1 月 31 日

4. 参加資格

本手続きに参加できる者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- 1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しない者であること。
- 2) 青森県財務規則（昭和 39 年 3 月青森県規則第 10 号）第 128 条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- 3) 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和 58 年 2 月青森県規則第 6 号）第 3 条第 2 項各号に掲げる業務について、同規則第 5 条の規定による認定を受けた者（技術提案書の提出期限までに認定をうけることが見込まれる者を含む。）であること。
- 4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更正手続き開始の決定を受けているものを除く。）でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続きの申立てがなされている者（再生手続き開始の決定をうけている者を除く。）でないこと。
- 5) 日本国内に、本店を有していること。
- 6) 青森県建設業者等指名停止要領（昭和 60 年 6 月 1 日付け青監第 323 号）に基づく知事の指名停止の措置を、参加表明書の提出期限の日から契約の締結の時までの間に、受けていない者であること。

5. 技術提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 技術力評価：企業評価
同種業務の実績（件数）、業務成績、地域精通度 等
- (2) 技術力評価：技術者評価
保有資格、同種業務の実績（件数）、業務成績 等

6. 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 技術力評価：配置技術者評価
保有資格、同種業務の実績（件数）、業務成績 等
- (2) 実施方針・実施フロー・工程表・その他
業務理解度・実施手順
- (3) 特定テーマに対する技術提案
的確性、実現性、独創性

7. 手続等

- (1) 担当部局
〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県県土整備部河川砂防課砂防グループ
TEL：017(734)9670（直通）
FAX：017(734)8191
e-mail：kasensabo@pref.aomori.lg.jp
- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
令和5年2月27日から令和5年3月14日まで青森県県土整備部河川砂防課ホームページ及び青森県建設業ポータルサイト上で交付する。
- (3) 参加表明書の受付期限並びに提出場所及び方法
令和5年3月14日 午後5時まで
提出は、上記日時までに1部、河川砂防課砂防グループ担当者へ提出する。
(持参及び郵送等に加え、電子メール等での提出も認める。書類の受理について、必ず担当へ確認すること。)
- (4) 技術提案書の受付期限並びに提出場所及び方法
令和5年4月11日 午後5時まで
提出は、上記日時までに1部、河川砂防課砂防グループ担当者へ提出する。
(持参及び郵送等に加え、電子メール等での提出も認める。書類の受理について、必ず担当へ確認すること。)

8. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金：業務委託料の10分の1（500万円以下の場合は100分の5）以上の額。
ただし、青森県財務規則第159条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口：上記7.（1）に同じ。
- (5) 詳細は、説明書による。